

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

座間市は、母子保健法による母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行います。

### 特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場合の復旧と再発防止策をとります。

## 評価実施機関名

座間市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)により、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、保健指導、訪問指導等を実施することで乳幼児・妊産婦の健康管理に努めるとともに、専門職による支援を行うことで育児不安の軽減に努めている。さらに、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)に基づく乳児家庭全戸訪問事業についても各母子保健事業と併せて実施している。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 保健指導            ② 新生児の訪問指導            ③ 健康診査の実施及び勧奨            ④ 妊娠届出の受理及び審査            ⑤ 母子健康手帳の交付            ⑥ 妊産婦の訪問指導の実施及び診療を受けることの勧奨            ⑦ 低体重児の届出及びその審査            ⑧ 未熟児の訪問指導の実施            ⑨ 母子健康包括支援センターが行う事業の実施</p>
③システムの名称	(1) 健康管理システム (2) 宛名システム (3) 情報連携システム (4) 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・ 第9条第1項(利用範囲) ・ 別表第1 第49項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)            2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>&lt;別表第2における情報提供の根拠&gt;            ・ 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項            第56-2の項            ・ 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項            第69-2の項</p> <p>&lt;別表第2における情報照会の根拠&gt;            ・ 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」とある項            第69-2の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	座間市総務部文書法制課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8144(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	座間市健康部健康づくり課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-7225(直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明